

第三十五号

雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例の廃止について

雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例を廃止する条例

雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例（平成十六年徳島県条例第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県内において情報通信関連事業に係る事務所又は事業所を設置した法人に対する県税の課税免除の適用期限が経過したことに伴い、雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の五の項の次に次のように加える。

二の六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千円
二の七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千円

別表第一の百九十一の項中「七万五千元」を「六万七千円」に改め、同表中二百一の項を二百二の項とし、百九十六の項から二百の項までを一項ずつ繰り下げ、百九十五の項の次に次のように加える。

百九十六 土壌汚染対策法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項又は第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	十二万円
---	------

別表第二中「百九十七の項及び百九十八の項」を「百九十八の項及び百九十九の項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、新たに行う事務に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の二の1中「平成二十六年^{内閣府}文部科学省告示第一号」を「平成二十九年^{内閣府}文部科学省告示第一号」に、「平成二十年^{厚生労働省}文部科学省告示第二十六号」を「平成二十九年^{厚生労働省}文部科学省告示第六十二号」に、「平成二十年^{厚生労働省}厚生労働省告示第百四十一号」を「平成二十九年^{厚生労働省}厚生労働省告示第百十七号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

認定こども園の認定の要件に係る国の指針等が改められたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県文化創造審議会設置条例の制定について

徳島県文化創造審議会設置条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化創造審議会設置条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、文化芸術の施策の推進による未来の活力ある徳島の創造に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県文化創造審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 文化芸術関係者
- 二 学識経験のある者
- 三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

知事の諮問に応じ、文化芸術の施策の推進による未来の活力ある徳島の創造に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県文化創造審議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の制定について

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例

(設置)

第一条 東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会が開催されることに鑑み、県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、本県のスポーツ及び文化の振興を通して、次代に誇れるその成果を継承し、及び未来の活力ある徳島を創造する事業に要する経費に充てるため、東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会が開催されることに鑑み、県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、本県のスポーツ及び文化の振興を通して、次代に誇れるその成果を継承し、及び未来の活力ある徳島を創造する事業に要する経費に充てるため、東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県スポーツ推進審議会設置条例の一部改正について

徳島県スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県スポーツ推進審議会設置条例（昭和三十七年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十五人」を「二十人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成三十年八月三十一日までの間に徳島県スポーツ推進審議会設置条例第二条第二項の規定により任命される委員の任期は、同条例第四条第一項の規定にかかわらず、平成三十二年八月三十一日までとする。

提案理由

東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会が開催されることに鑑み、本県におけるスポーツの推進に関する施策を更に広範かつ効果的に実施するため、徳島県スポーツ推進審議会の委員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

大気汚染防止法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項の次に次のように加える。

十七の二 介護保険法第百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	六万三千元
十七の三 介護保険法第百七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	三万三千元

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設の許可等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第一条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

徳島県国民健康保険事業特別会計	国民健康保険事業	負担金、国庫支出金、療養給付費等 交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金、徳島県国民健康保険財政安定化基金繰入金、徳島県国民健康保険財政安定化基金貸付金返還金及び附属諸収入	保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、共同事業拠出金、徳島県国民健康保険財政安定化基金支出金、徳島県国民健康保険財政安定化基金積立金その他の諸支出
-----------------	----------	--	--

(徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第二条 徳島県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年徳島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ため」の下に「、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき」を加える。

第七条中「管理」の下に「及び運営」を加え、同条を第九条とする。

第六条中「国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）」を「法」に、「国民健康保険に関する特別会計」を「徳島県国民健康保険事業特別会計」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（交付の要件）

第八条 算定政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他地域の産業に著しい支障を及ぼすおそれのある事情が生じたこと。
- 三 その他前二号に類する事情として国民健康保険の被保険者の生活に著しい影響を与える事情が生じたこと。

第五条を第六条とする。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「徳島県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（財政安定化基金拠出金）

第二条 法第八十一条の二第四項の規定に基づき市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。

2 前項に規定する拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第七条の規定にかかわらず、法附則第二十五条の規定に基づき、算定政令附則第十九条に規定するところにより、県内の市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に処分することができる。

（徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び徳島県国民健康保険調整交付金条例の廃止）

第三条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年徳島県条例第五十四号）
- 二 徳島県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年徳島県条例第六号）

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十二」を「十万分の四十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一号口の規定は、この条例の施行の日以後に結ばれる貸与の契約に係る修学資金について適用し、同日前に結ばれた貸与の契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法の一部が改正されたことに鑑み、保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還の債務の免除等の要件に係る施設の範囲を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

徳島県特別会計設置条例の一部改正について

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例

徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県証紙収入特別会計の項中「一般会計繰出金」を「他会計繰出金」に改め、同表徳島県公債管理特別会計の項中「他会計繰入金」の下に「徳島県減債基金繰入金」を加え、同表に次のように加える。

徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門 病院資金貸付金特別会計	地方独立行政法人徳島県鳴門病院 に対する資金の貸付事業	貸付金の償還金、借入金及び附属諸収 入	貸付事業費、借入金の償還金及び利子 その他の諸支出
---------------------------------	--------------------------------	------------------------	------------------------------

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表徳島県証紙収入特別会計の項及び徳島県公債管理特別会計の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院に対し、その事業の用に供する施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付けを行う事業の経理を明確にするため、徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計を設置する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の一部改正について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（平成二十四年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「。以下「法」という。）第十一条第四項」に改める。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 一 法第二十六条第一項の認可
- 二 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 三 その他知事が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独立行政法人評価委員会の役割が見直されたことに鑑み、評価の透明性及び公平性を確保するため、徳島県鳴門

病院評価委員会は、知事が中期計画の認可等を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができることとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四条の二第二項」を「第百四条の三第二項」に改める。

第二条の二を削る。

第三条中「第百八十五条において」の下に「読み替えて」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

（共生型居宅サービス事業者の特例に係る指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第四条の二 法第七十二条の二第二項第一号の規定により条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同項第二号の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第七十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下この条において「省令」という。）第三十九条の三において準用する省令第三十九条第二項、省令第百五条の三において読み替えて準用する省令第百四条の三第二項及び省令第百四十条の十五において読み替えて準用する省令第百二十九条の二第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第五条中「第百四条の二第二項、第百五条の十八第二項」を「第百四条の三第二項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

第五条の二及び第五条の三を削る。

第七条及び第八条中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

第八条の二 法第百十一条第一項の規定により条例で定める介護医療院の施設、同条第二項の規定により条例で定める介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数並びに同条第三項の規定により条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準については、第十一条及び第十三条に定めるもののほか、法第百十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下この条において「省令」という。）第四十二条第二項（省令第五十四条において読み替えて準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(共生型介護予防サービス事業者の特例に係る指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第九条の二 法第百十五条の二の二第一項第一号の規定により条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同項第二号の規定により条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下この条において「省令」という。）第百六十六条において読み替えて準用する省令第百四十一条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第十条中「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

第十一条第一項第一号中「及び」を「、共生型通所介護事業者及び」に改め、同項第三号中「及び」を「、共生型短期入所生活介護事業者及び」に改め、同項第七号中「及び」を「、共生型介護予防短期入所生活介護事業者及び」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 介護医療院

第十一条第二項及び第十三条中「第十一号まで」を「第十二号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条、第八条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部が改正され、共生型居宅サービス事業者の特例が設けられたこと、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたこと及び指定居宅介護支援事業者の指定権限等が市町村の長に移管されたことに伴い、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号

児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に、「第二十一条の五の十五第三項」を「第二十一条の五の十五第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共生型障害児通所支援事業者の特例に係る指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第三条の二 法第二十一条の五の十七第一項第一号の条例で定める基準及び同項第二号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準については、第七条及び第十条に定めるもののほか、法第二十一条の五の十七第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

第四条中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に、「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十九第三項」に改める。

第五条中「第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項）を「第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び法第二十四条の十三第二項）」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に、「第二十一条の五の十五第三項」を「第二十一条の五の十五第四項」に改める。

第七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 共生型障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援の事業を行う者をいう。以下同じ。）

第九条中「第三号」を「第四号」に改める。

第十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 共生型障害児通所支援事業者

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正され、共生型障害児通所支援事業者の特例が設けられたことに伴い、当該特例に係る指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第四条の二 法第四十一条の二第一項第一号の条例で定める基準及び同項第二号の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共生型障害福祉サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、当該特例に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号

徳島県企業立地推進基金条例の一部改正等について

徳島県企業立地推進基金条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県企業立地推進基金条例の一部を改正する等の条例

(徳島県企業立地推進基金条例の一部改正)

第一条 徳島県企業立地推進基金条例(昭和五十七年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 企業立地を推進するための資金の貸付けを行うために必要な経費の財源に充てるとき。

(徳島県企業立地促進資金貸付基金条例の廃止)

第二条 徳島県企業立地促進資金貸付基金条例(平成三年徳島県条例第十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

本県への企業立地を効果的に推進するため、徳島県企業立地促進資金貸付基金を徳島県企業立地推進基金に統合し、同基金について企業立地を推進するための資金の貸付けを行うために必要な経費の財源に充てることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十二号

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の廃止について

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例を廃止する条例

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例（平成二十一年徳島県条例第四十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林整備加速化・林業再生事業費補助金等の対象事業が終了したことに伴い、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十三号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「農業関係の」の下に「施設及び」を加える。

別表第二の六次産業化研究室の項の前に次のように加える。

食品加工研究室	午前	二、五九〇円
	午後	三、四五〇円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて新たに農業関係の施設を供用することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表の三十三の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表の五十四の項中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表の五十七の項、六十三の項、六十六の項、七十一の項及び七十八の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の八十の項中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、砂利採取法の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めるとともに、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十五号

徳島県屋外広告物条例の一部改正について

徳島県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律により屋外広告物法の一部が改正されたことに伴い、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域に田園住居地域を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十六号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

第十五条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十六条第一項中「次条第三項」を「次条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改め、「による」の下に「報告の」を加え、同条第四項中「及び第三十条第三項」を「、第三十条第三項及び第三十五条」に改める。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、入居者（省令第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び第三十五条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合は、当該入居者に対して知事が定めるところによりその収入の申告を免除することができる。

第十七条第二項中「第八条」を「第七条」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「申告」の下に「又は前項の規定により把握した収入」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第一項ただし書の規定により入居者の収入の申告を免除しようとするときは、省令第九条に規定する方法により当該入居者の収入の額を把握するものとする。

第二十八条第一項及び第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第三十五条中「及び第三項」を削り、「家賃及び」を「家賃の決定、第三十条第三項の規定によりその例によることとされる旧条例第二十四条の規定による」に改める。

第三十八条及び第三十九条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第五十一条第二項を次のように改める。

- 2 前項の入居者の収入については、第十七条第一項本文、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「申告又は前項の規定により把握した収入」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

第五十二条中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改め、「及び第三項」を削り、「家賃及び」を「家賃の決定、第三十条第三項の規定によりその例によることとされる旧条例第二十四条の規定による」に改める。

第六十一条の二第二項の表第三十五条の項中「及び第三項」を削り、「家賃及び」を「家賃の決定、第三十条第三項の規定によりその例によることとされる旧条例第二十四条の規定による」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号及び第十五条第一項の改正規定、第十六条第一項の改正規定（「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改め、「による」の下に「報告の」を加える部分に限る。）並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第三十五条、第三十八条、第三十九条、第五十二条及び第六十一条の二第二項の表第三十五条の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

公営住宅法の一部が改正され、認知症である者等の入居者に係る収入の申告義務が緩和されたこと等に鑑み、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十七号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律により都市計画法等の一部が改正され、田園住居地域制度が創設されたことに伴い、田園住居地域内にある建築物を建築基準法に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の対象とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十八号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、七八六八」を「二、七五八八」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、九六九八」を「四、九〇〇八」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十九号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表並びに別表第二及び同表の備考第三項中「野外劇場」を「すだちくん森のシアター」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に改正前の第三条の規定により野外劇場の利用の許可（施行日以後の利用に係るものに限る。）を受けている者は、改正後の第三条の規定によりすだちくん森のシアターの利用の許可を受けた者とみなす。

提案理由

徳島県立二十一世紀館の野外劇場に屋根を新設すること等に鑑み、当該施設のより一層の利用の増進を図るため、その名称を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十号

徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（卑わいな行為の禁止）

第四条 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、その性的羞恥心を著しく害し、又はその人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服等の上から、又は直接身体に触れること。

二 通常衣服等で覆われている下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影すること。ただし、第三項に該当するものを除く。

三 衣服等を透かして下着等の映像を表示する機能を有する機器の当該機能を使用して、下着等の映像を見、又は下着等を撮影すること。

四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、集会場、事務所、教室、貸切バス、タクシーその他の不特定又は多数の人が利用するような場所（公共の場所を除く。）にいる人又は乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人に対し、その性的羞恥心を著しく害し、又はその人に不安を覚えさせるような方法で、前項第一号に規定する行為をしてはならない。

3 何人も、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態にある人に対し、正当な理由がないのに、第一項第二号本文に規定する行為をしてはならない。

4 何人も、正当な理由がないのに、第一項及び第二項に規定する場所にいる人若しくは乗物に乗っている人又は前項に規定する場所における同項に規定する

状態にある人の下着等を撮影（第一項第二号本文に規定する行為に限る。）する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を向け、又は設置してはならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

社会情勢の変化に鑑み、集会場、事務所、教室、貸切バス、タクシーその他の不特定又は多数の人が利用するような場所にいる人又は乗物に乗っている人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は撮影する等の卑わいな行為を規制する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十一号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表の六の項中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表の八の五の項中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表の十八の項中「二万五千円」を「二万二千円」に改め、同表の二十九の項及び三十三の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表の三十八の項中「二千四百円」を「二千百円」に改め、同表の四十一の項中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表の四十四の項中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表の四十六の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表の五十三の六の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表の五十五の項の1中「千六百円」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同項の2中「千八百五十円」を「千九百円」に、「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に改め、同項の3中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同項の4中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同項の5中「千七百五十円」を「千七百円」に、「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同項の6中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同項の2中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表の五十六の項の1中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同項の2中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項の3中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に改め、同項の4中「千五十円」を「千円」に改め、同表の五十七の項の2及び五十八の項の2中「千百円」を「千百五十円」に改

- 1 免許証の更新（道路交通法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請を

め、同表の五十九の項中「二千五百円

を

する場合を除く。) 二千五百円
 2 免許証の更新(道路交通法第百一条の二の
 二第一項の規定により免許証の更新の申請を
 する場合に限る。) 二千五百五十円

に改め、同表の五十九の

三の項中「千円」を「千円」に改め、同表の五十九の四の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表の五十九の五の項中「講習一時間について七百円」を「千四百円(自動車安全運転センター(自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の規定に基づき設立された法人をいう。)が行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、八百円)」に改め、同表の六十の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表の六十一の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表の六十二の項の1中「二万三千五百円」を「二万三千四百円」に改め、同項の2中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同項の3中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同項の4中「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同項の5の(一)中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同項の5の(三)及び(四)中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同項の5の(五)中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同項の5の(六)中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千円」を「二千五十円」に改め、同表の六十三の項中「千円」を「千五百五十円」に改め、同表の六十四の項の1中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に改め、同項の2中「一万八千八百円」を「一万八千八百五十円」に改め、同項の3中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同項の4中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同項の5の(一)中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同項の5の(二)中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同項の5の(三)中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千円」を「千二百五十円」に改め、同項の5の(四)及び(五)中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同項の5の(六)中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の六十五の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表の六十八の項中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同表の六十九の項の1中「四千円」を「四千四百五十円」に改め、同項の2中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同項の3中「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同表の七十の項の1中「四千円」を「四千五百円」に改め、同表の七十一の項中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表の七十三の項中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表の七十四の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表の七十五の項の5中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同表の七十七の項の1中「四千六百五十円」を「五千円」に改め、同項の2中「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同項の3中「五千六百五十円」を「五千八百円」に改め、同項の4中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項の5中「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に改め、同項の6中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表の七十八の項中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同表の七十八の二の項中「千九百円」を「二千円」に改め、同表の八十の二の項の1中「四千六百五十円」を「五千円」に、「七

千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同項の2中「千五百円」を「千八百円」に改め、同表の八十五の項中「第五条第二項」を「第四条」に、「一万三千円」を「一万二千元」に改め、同表の八十六の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表の八十九の項中「千五百円」を「千六百円」に改め、同表の九十の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表の備考の七中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千五百円」に、「三千五百円」を「二千九百円」に改め、同表の備考の八中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同表の備考の九中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千五百円」を「二千八百五十円」に改め、同表の備考の十中「二百五十円」を「百五十円」に、「普通自動車免許又は」を「普通自動車免許に係る審査については百五十円を、」に、「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十二号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十八 特定大規模災害等対処作業手当

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（特定大規模災害等対処作業手当）

第二十条 特定大規模災害等対処作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第二項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
- 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、警察職員が次に掲げる作業に従事したとき。
 - イ 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（ロにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
 - ロ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「原

子力災害対策本部長指示」という。)に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行い作業(イに掲げるものを除く。)

- 2 前項第一号の規定により支給する特定大規模災害等対処作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、四千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
- 3 第一項第二号の規定により支給する特定大規模災害等対処作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第一項第二号イの作業のうち原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内において行いもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - 二 第一項第二号イの作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - 三 第一項第二号ロの作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)
- 4 同一の日において、第十二条第一項第二号に掲げる作業及び第一項第一号に規定する作業に従事した場合におけるこれらの作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 5 同一の日において、第三項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第二項中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。」を削り、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第二項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「原子力災害対策本部長指示」という。)」を「原子力災害対策本部長指示」に改め、附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第三項各号及び」を削り、同項を附則第四項とし、附則中第七項を第五項とし、附則に次の一項を加える。

(特定大規模災害に対処するための災害警備等手当の特例)

- 6 警察職員が特定大規模災害に対処するため第十七条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害警備等手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、当該作業に引き続き従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員について東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 63 号

平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について

平成29年10月6日議決を経た県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	三好市	基幹農道整備事業	20,000,000 円	1,720,000 円	0.86/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 64 号

徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業の特定事業契約について

次のとおり特定事業契約を締結する。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 事 | 業 | 名 | 徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業 |
| 2 | 事 | 業 | 場 | 所 徳島市徳島町1丁目5番2ほか |
| 3 | 事 | 業 | 期 | 間 徳島県議会の議決のあった日から平成48年3月31日まで |
| 4 | 契 | 約 | 金 | 額 (1) 設計・建設業務に関する対価
5,742,759,202円に金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額
(2) 維持管理業務に関する対価
1,788,868,800円に物価変動による増減額等を加算した額 |
| 5 | 契 | 約 | の | 方 法 随意契約 |
| 6 | 契 | 約 | の | 相 手 方 徳島市中前川町五丁目1番地の115
株式会社 徳島県警 P F I サービス
代表取締役 中野 茂 |

提案理由

特定事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 65 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の変更に関する認可について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の一部を別冊のとおり変更することについて認可する。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の一部を変更することについて認可するに当たり、同法第83条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 66 号

徳島県教育振興計画（第3期）の策定について

徳島県教育振興計画（第3期）を別冊のとおり定める。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

徳島県教育振興計画（第3期）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 67 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 30 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| 1 | 相 | 手 | 方 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
遺言執行者 三菱UFJ信託銀行株式会社 | |
| 2 | 権 | 利 | の | 内 容 | 遺言公正証書に基づく徳島県に対する遺贈のうち23,000,000円に係る債権 |
| 3 | 放 | 棄 | の | 理 由 | 相続人及び受遺者の申入れによる |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 68 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 30 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃1,181,600円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃60,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,048,340円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃884,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,009,998円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃822,000円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 69 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 30 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		所有権移転請求権仮登記及び根抵当権設定登記の抹消登記手続請求権	抹消登記がなされたため

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 70 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 30 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用63,090円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,180円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 71 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 平成30年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,342,857円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市中徳島町1丁目27番地の2
野々木 靖 人（弁護士） |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 72 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の一部変更について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款（平成25年4月1日制定）の一部を次のように変更する。

平成30年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第8条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、徳島県の規則（以下「県規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第8条第5項中「徳島県知事（以下「知事」という。）」を「知事」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を徳島県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他県規則で定める書類

第8条に次の1項を加える。

8 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法その他の法令、徳島県の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

第10条第1項中「、理事及び監事」を「及び理事」に、「2年」を「2年とし、監事の任期は任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで」に改める。

第20条中「第92条第2項」を「第88条第2項」に改める。

附 則

1 この定款は、平成30年4月1日又は総務大臣の認可した日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、総務大臣の認可した日から施行

する。

- 2 この定款の施行の日において現に地方独立行政法人徳島県鳴門病院の役員である者の任期（補欠の役員の任期を含む。）については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の一部変更について、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 73 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

平成 30 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売 電 料 金 の 額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，平成30年度及び平成31年度各2,803,861,000円
に消費税等相当を加算した額

売 電 の 期 間 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

平成 30 年 度 及 び 平 成 31 年 度 支 払 区 分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4月から翌年2月まで	1月につき 186,990,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円 70銭を乗じた額
翌 年 3 月	186,991,000円	

提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団地名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		羽ノ浦 春日野	平成14年4月1日	家屋、駐車場 明け渡し 及び家賃、 損害金の支 払い	608,800 円	平成28年3月1日から 平成29年10月31日まで	平成30年1月30日
				連帯保証に よる家賃及 び損害金の 支払い			

報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	101,433 ^円	平成29年9月1日	徳島市地内	平成30年1月25日
三好市在住 1名	350,000	平成29年9月16日	三好市地内	平成30年1月25日
小松島市在住 1名	404,000	平成29年9月18日	阿南市地内	平成30年1月25日
小松島市在住 1名	155,920	平成29年9月19日	徳島市地内	平成30年1月25日
徳島市所在 1法人	179,000	平成29年10月2日	三好市地内	平成30年1月25日
名西郡石井町在住 1名	267,854	平成29年10月13日	美馬市地内	平成30年1月25日
鳴門市在住 1名	16,107	平成29年11月13日	鳴門市地内	平成30年1月25日

徳島市所在 1 法人	62,097	平成29年 7 月 2 日	名西郡石井町地内	平成30年 1 月26日
香川県東かがわ市在住 1 名	388,800	平成29年 9 月 6 日	板野郡北島町地内	平成30年 1 月26日
三好市在住 1 名	26,800	平成29年10月10日	三好郡東みよし町地内	平成30年 1 月26日
徳島市在住 1 名	54,983	平成29年11月 7 日	徳島市地内	平成30年 1 月26日
徳島市在住 1 名	78,551	平成29年11月13日	小松島市地内	平成30年 1 月26日
板野郡藍住町所在 1 法人	159,937	平成29年11月29日	板野郡藍住町地内	平成30年 1 月26日

報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡北島町在住 1名	円 51,000	平成29年9月4日	板野郡北島町地内 (県道徳島環状線)	平成30年1月30日
海部郡美波町在住 1名	139,000	平成29年9月12日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年1月30日
名西郡神山町在住 1名	32,000	平成29年10月16日	名西郡神山町地内 (県道鬼籠野国府線)	平成30年1月30日
徳島市在住 1名	60,000	平成29年10月21日	徳島市地内 (県道宮倉徳島線)	平成30年1月30日
海部郡海陽町在住 1名	127,000	平成29年10月22日	海部郡海陽町地内 (県道上皆津奥浦線)	平成30年1月30日
阿南市在住 1名	5,000	平成29年10月22日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成30年1月30日

